

児童虐待とは

親（または保護者）によって子どもに加えられた行為（不作為）で、子どもの心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為（不作為）です。

早期発見・再発防止には地域の協力が必要

ちょっとした「声かけ」「気づき」で、子どもを虐待から救えます。子どもからのサインを見落としていませんか。

- ・不自然な傷や打撲のあと
- ・表情が乏しい
- ・おどおどしている
- ・親を避けようとする
- ・着衣や髪の毛がいつも汚れている
- ・落ち着きがなく乱暴になる
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる

子どもを守るためまず連絡を

あなたのまわりに「虐待を受けていると思われる子ども」がいたり、次に該当するときには、すぐにこども支援課や川越児童相談所などに連絡（通告）してください。

■虐待を受けているとき…家族の誰かにいやなことを言われたり、

- ① 何を負わせる、溺れさせるなど。
- ② ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、医療機関に連れて行かない、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど。
- ③ 心理的虐待…言葉によるおどかし、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの目の前で配偶者やそのほかの家族などに対し暴力をふるうなど。
- ④ 性的虐待…子どもにわいせつな行為をしたり、させたり、見せたりすること。

子どもを虐待から守る5か条

① しつけのつもりは言い訳（子どもの立場で判断）

子どもの権利条約

18歳未満の子どもの、生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

▶子どもの権利条約の4つの柱

- ① 生きる権利…子どもたちは健康に生まれ、健やかに成長する権利を持っています。
- ② 守られる権利…子どもたちはあらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。
- ③ 育つ権利…子どもたちは教育を受ける権利を持っています。休んだり遊んだり、様々な情報を得、自分の考えが守られることも、自分らしく成長するために重要です。
- ④ 参加する権利…子どもたちは、自由に意見を表したり、集まってグループを作り活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

▶2つの選択議定書

選択議定書は、ある条約に新たな内容を追加や補強する際に作られ、条約と同じ効力を持ちます。「武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書」「子どもの売買、子どもの買春及び子どもポルノに関する選択議定書」

■相談窓口のご案内

相談機関	受付時間・電話番号
こども何でも相談（こども支援課）	月～金 8:30～17:00 (祝日除く) ☎ 258-0055(直通)
育児相談（保健センター）	月～金 8:30～17:00 (祝日除く) ☎ 258-1236
子育て相談（子育て支援センター）	月～金 随時受付 ☎ 258-5106
教育相談（教育委員会）	月～金 9:30～16:30 (祝日除く) ☎ 274-1023
川越児童相談所	月～金 8:30～18:15 (祝日除く) ☎ 223-4152 全国共通ダイヤル ☎ 0570-064-000
休日夜間児童虐待通報ダイヤル	☎ 048-779-1154

一人ひとりができること

～「おかしい」と感じたら迷わず連絡を！ 虐待防止法第6条第1項～

『虐待を受けたと思われる子どもがいたら』『ご自身が出産や子育てに悩んだら』『子育てに悩む親がいたら』あなたの連絡相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

～連絡したあと、どうなるの？～

相談（連絡）を受けた町・こども支援課や児童相談所は、その家庭とかかわりのある機関とともに、家族をどのように支援していくかを話し合います。その結果多くの場合、さまざまな機関が連携しながら親子を支援し、見守っていくこととなります。虐待への対応は、家庭への複雑な事情に入り込む大きな困難を伴います。そこで関係する人たちが集まって知恵を出し合い、互いの専門性を生かしそれぞれの役割を担いながら、親子を支援し続けます。

※虐待でなかったとしても、通告者に責任はありません。子どもの虐待の連絡は、法律で守秘義務より優先され、違反に問われることはありません。

児童虐待は社会全体で解決しなければならない問題です



児童虐待防止推進月間

☎こども支援課児童福祉係 ☎ 166

町では、虐待を受けた子どもに限らず、支援が必要な家庭を応援しています。三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会を設置し、協議を行い、親子の支援を続けています。常に子どもを中心に考え、「あなた」も関係機関と連携を図りながら「あなた」の役割を実行してください。

さしのべた
その手がこどもの
命綱

平成25年度「児童虐待防止推進月間」標語

ている場合。

※通告は子どもを守るためのものです。（児童虐待の防止等に関する法律）により）また、連絡した人が特定されないように秘密は守られます。

4つの児童虐待タイプ

① 身体的虐待…なぐる、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけ

いやなことをされたり、お腹がすいても食べるものがなかったり、叩かれたりして痛い思いをしている場合。

■子育てについて不安があふき…自分だけがうまく子育てできていない、助けてくれる人がいない、子どもの行動が気に入らない、この子がいなかったら、などと思ってしまう、自分を追いつめてしまっ

② おかしいと感じたら迷わず連絡（通告）

③ 虐待はあなたの周りでも起こりうる。（特別なことではない）

④ ひとりで抱え込まない。（あなたにできることから即実行）

⑤ 親の立場より子どもの立場（子どもの命が最優先）

町はあなたの味方です

町では、福祉・保健医療・教育・警察などの関係機関で構成される「三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会」を設置し、虐待を受けた子どもに限らず、支援が必要な家庭と子どもを応援しています。あなたも子どもを虐待から守るために協力してください。



オレンジリボン

オレンジリボンには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。希望される人は、こども支援課で配布しています。

11月10日(日)の産業祭にブース出店

児童虐待防止推進月間の取り組みのひとつとして、皆さん一人ひとりが児童虐待に対する理解を深め、関心をもってもらうため、オレンジリボン作成ブースを設けます。ぜひ親子でオレンジリボンを作って着用してください。

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで！（乳幼児揺さぶられ症候群）

赤ちゃんがなにをやっても泣き止まないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣き止まないからといって、激しく揺さぶらないでください。頭（脳や網膜）に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすことがあります。どうしても泣き止まない場合は、赤ちゃんを安全なところに寝かせ、その場を少しの間離れ、まず自分をリラックスさせましょう。